

# ～2023年度インボイス導入に向けた～ 事業者向け オンラインセミナー

2023年3月  
株式会社IAC



# 本日の内容

2022年12月中旬に発表されたインボイス制度および電子帳簿保存法の改正事項を踏まえ、これからの対応を考えます

0: はじめに

1: 消費税とインボイス制度

2: 今回の変更点

3: 課税事業者の対応

4: 免税事業者の対応

5: 利益確保と資金繰り



消費税とインボイス制度、その対策の本質は

- ① 適正価格での販売(価格転嫁)による利益確保
- ② 資金繰り

0: はじめに

# 税制改正大綱

---

- 令和5年度（2023年度）に向け税制改正が今度の通常国会で審議され、可決された場合は一般的に年度初めの4月より施行
- 税制改正は、社会変化に対応し税負担の公平性を維持するために毎年実施
- 日商を含め業界団体や各省庁、等の税への改正要望を踏まえ、与党の税制調査会が税制改正要望等を審議し、税制改正大綱今回は2022年12月16日に発表、23日に閣議決定
- その大綱で、円滑・適正な納税のための環境整備として、インボイス制度および電子帳簿保存制度の見直しが盛り込まれた



# 税制改正大綱のインボイス関連の措置

○大綱でインボイスに関して4つの措置が提案された

## A:インボイス発行事業者になる免税事業者の負担軽減

①小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

⇒**2割特例**(売上税額の2割:激変緩和措置 3年間)

## B:事業者の事務負担軽減

②一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

⇒**少額特例**(売上高1億円以下の事業者は、6年間・1万円未満の少額な課税仕入れはインボイスなくても帳簿だけの仕入税額控除が可能)

③**少額な返還インボイスの交付義務免除**

⇒値引き等が1万円未満の場合返還インボイスの交付不要  
(売主負担の振込手数料を想定)

④**登録制度の見直しと手続きの柔軟化**

⇒現行の2023年3月末から15日前までの登録で可能へ  
登録希望日を記載して対応



# 1:消費税とインボイス制度

# 消費税とは

## 消費税の特徴として

- ①消費者が100%負担する税金  
(酒税と同じ間接税)
- ②税金を負担する人と税金を納める人が違う  
(事業者は、消費者から消費税を預かり、それを納付する役割を担う)
- ③価格への転嫁  
⇒商品の購入や仕入を行った際、代金に消費税が上乗せ  
(国内の取引で、課税資産の譲渡等が対象になる)
- ④取引の各段階での仕入に対して税が課され、売上に係る消費税額から仕入に係る消費税額を差し引く(控除する)方式  
(これを仕入税額控除方式と呼ぶ)



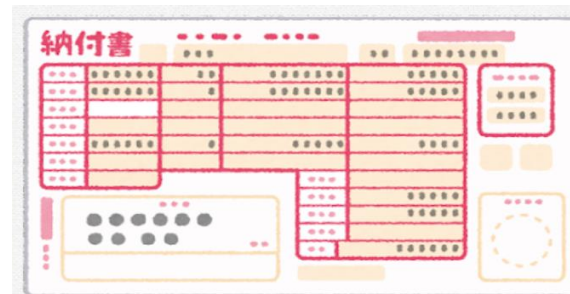
# 課税事業者と免税事業者

消費税制度では、課税事業者と免税事業者に分かれる

- ①課税事業者は、消費税を納める義務を負っている事業者
  - ・基準となる期間(前々の事業年度)の売上が1,000万円(除、消費税)を超える事業者、等  
(資本金が1,000万円以上や半年で売上1000万円超も該当)
- ②免税事業者は、上記定義に当てはまらない売上規模や資本金で、納税事務負担を配慮して消費税の納税義務が免除されている事業者

○免税事業者のメリットは、

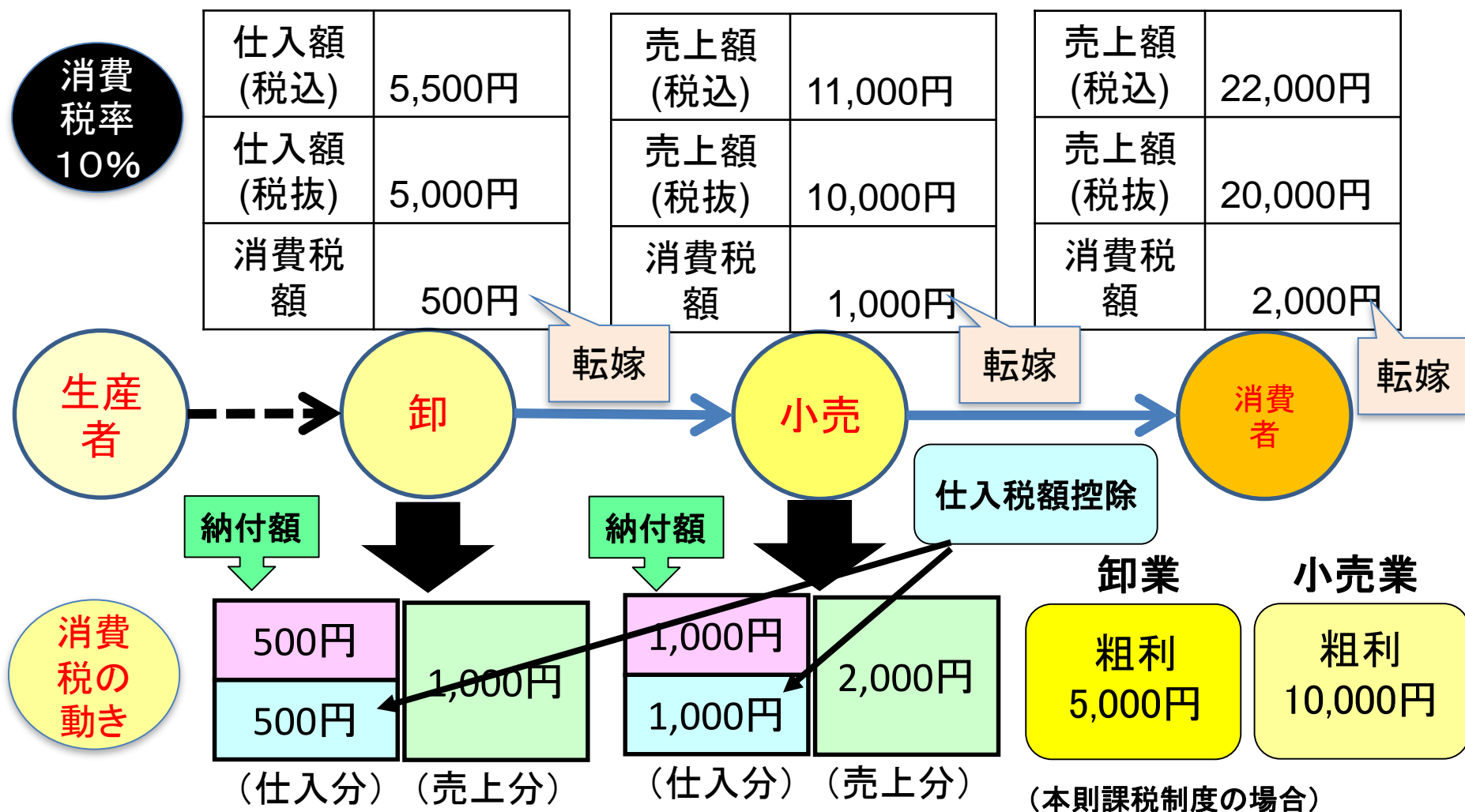
- ①消費税申告は不要
- ②経理処理が簡素(ただし、仕入時に消費税は払っている)





# 消費税の仕入税額控除

○消費税は各段階で転嫁し、税の差額を納付する仕組み



# 仕入税額控除ができないと

○仕入税額控除ができないと、売上に係る消費税から仕入に係る消費税が相殺できないために、「消費税納付額＝売上に係る消費税」となり、**消費税の納税額が大きくなる**



※軽減税率対象の税率8%の場合

一旦預かった消費税を後日国等に納付



国・都道府県

事業者が消費税を国等に納付  
消費者は間接的に納付

仕入税額控除した場合

**納付 8円**  
(24円 - 16円)

仕入税額控除しない場合

**納付 24円**



卸売業

商品の販売

商品の仕入

代金	200円
消費税	16円
合計	216円



小売業

商品の販売

商品の購入

代金	300円
消費税	24円
合計	324円



消費者

# 本則課税と簡易課税①

## ○本則課税と簡易課税

本則課税＝売上に係る消費税－仕入に係る消費税

簡易課税＝売上に係る消費税×(1－みなし仕入率)



簡易課税は売上5,000万円未満の中小事業者の事務処理を軽減するための特例制度、売上に係る消費税だけで、消費税納税額の計算が可能

## ○事業区分ごとのみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食 店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

# 本則課税と簡易課税②

## ○簡易課税でのシミュレーション

税込売上990万円の免税事業者が簡易課税を選択した場合

	卸売業	小売業	製造業・建設業	飲食店業	サービス業	不動産業
売上に係る消費税額	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円	90万円
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
仕入に係るとみなされる消費税額	81万円	72万円	63万円	54万円	45万円	36万円
納税額	9万円	18万円	27万円	36万円	45万円	54万円

## ○簡易課税を適用するにあたっての注意点

- ①複数の事業区分は按分、区分が多岐であれば逆に手間
- ②ただし1事業で売上高の3/4を占めれば、それを全体に適用可
- ③前年度中に税務署に届け出が必要

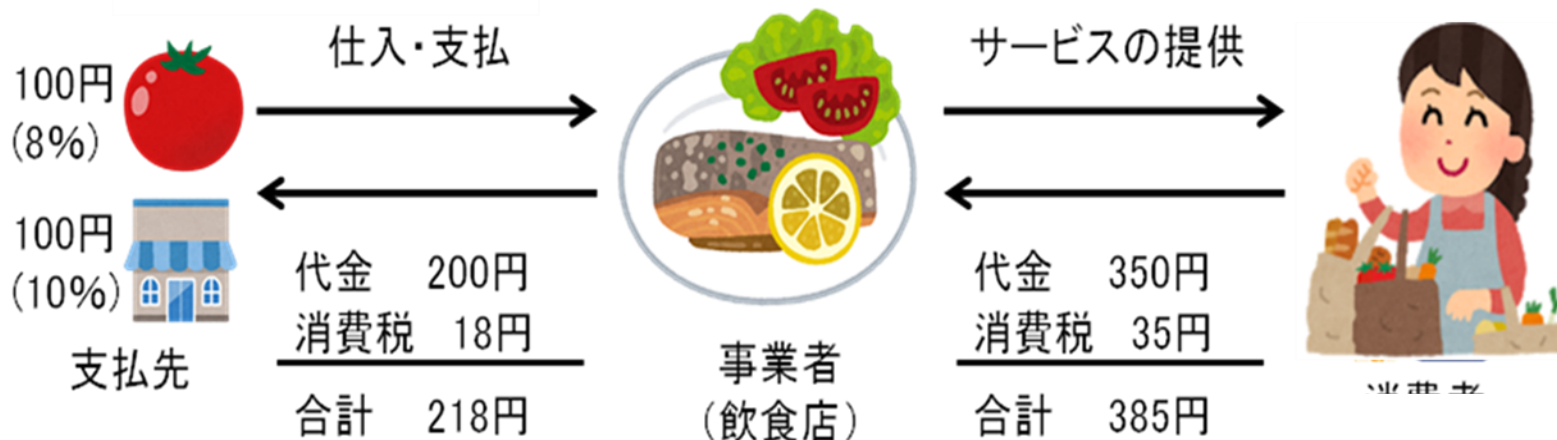
(今回の2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の選択届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用できる)

- ④適用後原則2年は本則課税に変更できない
- ⑤設備投資や輸出の額次第では、本則課税より不利になるケースも

# 本則課税と簡易課税③

## ○本則課税と簡易課税の計算例

### ・飲食店のケース



上記の場合の飲食店の消費税の計算イメージはそれぞれ次の通り

#### 【本則課税】

- ① 売上に係る消費税：35円
- ②-a 仕入(8%)に係る消費税：8円
- ②-b 仕入(10%)に係る消費税：10円
- ② 仕入消費税合計：18円
- ③ 納付税額：① - ② = 17円

#### 【簡易課税】

- ① 売上に係る消費税：35円
- ② 仕入に係る消費税：21円 (① × 60%)
- ③ 納付税額：① - ② = 14円

飲食店へのみなし  
仕入率

この例は簡易課税が有利となっているが、仕入金額が高額等の場合は、本則課税が有利となることもあるので、注意が必要

# 消費税の納税と免税

## ○消費税の課税期間と申告・納付の期限



○事業年度の売上が1,000万円未満の事業者は  
消費税の申告と納付が免除されている

※正確には、対象となる事業年度は前々年、  
その年の売上規模で消費税の納税業者か  
免税業者が決まる仕組みとなっている



⇒今回、インボイス発行事業者に申請すると、売上規模に  
関わらず、2023年10月から12月分の消費税を2024年3月末  
(実際には、3/31が日曜なので4/1)に申告

# 中間申告制度

## 中間申告の回数と税額（地方消費税額は含まない）

直前の課税期間の 確定消費税額	48万円以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数		年1回	年3回	年11回
中間納付税額 （※1）	中間申告 不要 （※2）	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/2	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/4	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/12
1年の 合計申告回数	年1回 （確定申告1回）	年2回 （確定申告1回 中間申告1回）	年4回 （確定申告1回 中間申告3回）	年12回 （確定申告1回 中間申告11回）

（※1）前課税期間の実績による中間申告を行っている場合。

（※2）一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付をすることができる制度（任意の中間申告制度）あり。

（※3）国税の中間納付税額とあわせて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

# インボイスとは

インボイスとは、販売先に対して正確に税率と税額を伝えるため、従来の請求書(区分記載請求書)に、必要事項を追記した請求書(証書)

- ・販売先の仕入税額控除に必要
- ・自社が消費税を払う旨を明示した証明書
- ・記載必要事項は7つ

## インボイスの記載事項

- ① 発行者の氏名または名称
- ② 登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑦ 受領者の氏名または名称

## 従来の区分記載請求書にも必要な項目

- ① 発行者の氏名または名称
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑦ 受領者の氏名または名称

## 《インボイスのイメージ》

請求書

東京商店(株)御中<sup>②</sup> (株)大阪商事  
2023年10月分 登録番号 T1234...

10月15日	割りばし	550円
10月15日	牛肉※	5,400円
⋮	⋮	⋮
⑤	合計	43,600⑥

(10%対象 22,000円 消費税2,000円)  
(8%対象 21,600円 消費税1,600円)

※は軽減税率対象

インボイス制度導入前には記載の必要がなかった項目

- ② 登録番号
- ⑤ 適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等



# インボイス制度と事業者

○インボイス制度が始まると以下のような影響が考えられる

- ・課税事業者である場合

インボイスを入手できないと税負担が増加、但し簡易課税事業者選択であれば、みなし仕入率の計算で税負担は増えない

- ・免税事業者である場合

消費税納付は免除ながら、インボイス発行はできない。結果、販売先から取引を見直される可能性が生じるので要検討

(ただし、任意で経営者の判断に委ねられる)

- ・課税事業者でもインボイスの登録申請をしない場合

免税事業者と同じで、取引を見直される可能性が生じる

(同様に、経営者の判断に委ねられる)



# 簡易インボイス制度

○不特定多数相手に販売等をおこなう小売・飲食・タクシー業の取引は適格簡易請求書(レシート)で対応が可

① **交付を受ける事業者の氏名が不要**

② 以下が主な対象

・小売業・飲食業・タクシー業・駐車場業  
(特定の相手でなく、不特定多数の相手に対しての販売のみ、月決め等の定期契約で確定させた取引は除く)

③ 「**事業者の登録番号**」と「**税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率**」

⇒この2つを追加で手書きでOK

(軽減税率対象品との混在であれば、その記載は必要)

例えば、ゴム印で**登録番号**と**適用税率**を作って対応も出来る

## 適格簡易請求書

①	適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②	取引年月日
③	取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④	税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
⑤	税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

②	XX年11月30日	スーパー〇〇 東京都… 登録番号 T 123456..	①
領収書			
③	ヨーグルト*	1	¥108
	カップラーメン*	1	¥216
	ビール	1	¥550
	合計		¥874
	8%対象		¥324
	10%対象		¥550
	③	④	⑤
	お預り	¥1,000	
	お釣	¥126	

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

# 請求書だけで要件を満たせない場合

- 請求書のみでインボイス要件を満たせない場合、納品書、等で要件を満たす必要がある

請求書と納品書を  
一体としてをインボイスとする場合

No\*\*\*\*\*  
2023年10月〇日

請求書

○×商事株式会社 御中

株式会社〇〇酒店  
登録番号:T1234\*\*\*\*\*

9月納品分

下記のとおりご請求します。

ご請求額 900,000円  
消費税(10%) 50,000円  
消費税(8%) 32,000円

内訳: 納品書 No.1010-001  
No.\*\*\*\*\*  
No.\*\*\*\*\*

お支払い期日 2020年11月〇日  
金融機関 ○×銀行△□支店 普通 \*\*\*\*\*

NoA1010-001  
2020年9月〇日

納品書

○×商事株式会社 御中

品名	数量	単価	金額	税率
1 ビール	10	5,000	50,000	10%
2 ジュース	4	1,000	40,000	8%

株式会社〇〇酒店  
株式会社〇〇酒店

納品書をインボイスとする場合

NoA101010-001  
2020年9月〇日

納品書

○×商事株式会社 御中

品名	数量	単価	金額	税率
1 ビール	10	5,000	50,000	10%
2 ジュース	4	1,000	40,000	8%

1インボイスにつき、  
税率ごと端数処理1回

消費税(10%) 5,000  
消費税(8%) 3,200  
税込合計金額 98,200

株式会社〇〇酒店  
(登録番号T123\*\*\*\*\*)

# 端数処理のルール変更

## ○インボイス制度では、端数処理ルールが変更

- ・区分記載請求書＝明細行ごとの端数処理が可能
- ・インボイス＝請求書単位の端数処理(税率ごとに1回の計算)

## ○明細行ごとに端数処理を行っている場合は、システム改修が必要

- ・明細行・アイテム単位で端数処理をしている中小企業の割合(日商調査) **BtoB 約4割、BtoC 約6割**

### 【区分記載請求書】

請求書				
			○年○月○日	
○○(株) 御中			(株)△△	
※は軽減税率対象				
請求金額(税込み)			60,195円	
品名	数量	単価	金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814



合算

### 【インボイス】

請求書				
			○年○月○日	
○○(株) 御中			(株)△△	
※は軽減税率対象				
請求金額(税込み)			60,197円	
品名	数量	単価	金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

金額が異なる

(注) 納税額は総額から割り返して計算するため、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \div 2,164$  となり、受領額 < 納税額 となってしまふ。

(注) 納税額は総額から割り返して計算するため、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,164) \times 8/108 \div 2,164$  となり、受領額と納税額 が一致する。

# 登録事業者の掲載

○インボイス発行ができる登録事業者は2021年10月1日より登録が開始、11月1日より国税庁の公表サイトの掲載された

・登録番号入力で、以下の公表事項が確認が可能

氏名/名称、所在地、登録番号、登録(取消/失効)年月日

⇒公表申出書で公表事項の運用が可能に

○登録番号以外では検索は不可

取引先から受領した請求書等の番号が有効性の確認が目的  
公表期間として、取消/失効後も7年間は掲載

【TOP画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。法人番号を検索したい場合はこちら

登録番号を検索する  
一度に10件まで

①確認したい登録番号を入力

登録番号  
T 1234567890123 13桁

②検索をクリック

検索

クリア

お困りですか? お問い合わせ

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

ページ印刷

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号  
T1234567890123

氏名又は名称  
国税 太郎

登録年月日  
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号  
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

法人番号を有する  
課税事業者

T+法人番号

左記以外の課税事業者  
(個人事業者、人格のない社団等)

T+13桁の数字

# 参考：公表申出書

## 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

### 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

令和 年 月 日		(フリガナ)	
出 発 者	申 納 税 地	(フリガナ)	(電話番号)
	氏 名 又 は 代 表 者 氏 名	(フリガナ)	
	法 人 番 号		
	登 録 番 号	T	
国税庁ホームページの公表事項について、下記の事項を追加(変更)し、公表することを希望します。			
新 た に 公 表 す る 事 項	新たに公表を希望する事項の□にレ印を付し記載してください。		
	<input type="checkbox"/> 主たる屋号	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地等	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 通称 <input type="checkbox"/> 旧姓(旧氏)氏名	いずれかの□にレ印を付し、通称又は旧姓(旧氏)を使用した氏名を記載してください。	<input type="checkbox"/> 氏名に代えて公表 <input type="checkbox"/> 氏名と併記して公表
変更の内容	既に公表されている上記の事項について、公表内容の変更を希望する場合に記載してください。		
変更年月日	令和 年 月 日		
変更事項	(個人事業者) <input type="checkbox"/> 屋号 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地等 <input type="checkbox"/> 通称又は旧姓(旧氏)氏名 (人格のない社団等) <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地		
変更前	(フリガナ)		
変更後	(フリガナ)		
※ 常用漢字等を使用して公表しますので、申出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。			
参考事項			
税理士署名	(電話番号)		
整理番号	部門番号		
申出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日 番号確認

国税庁のホームページで公表の際の公表事項を変更する場合に提出

インボイスの登録申請書と**同時に**提出することができる

- 1: 主たる屋号
  - 2: 主たる事務所の所在地等
  - 3: 通称や旧姓(住民票に併記に限る)
- ⇒3の場合は  
氏名に代えて公表  
氏名と併記して公表  
のいずれかをチェック

変更前と変更後の記載欄

注意 1 記載事項等に留意の上、記載してください。  
2 税務署長印は、記載しないでください。

## 2: 今回の変更点

# 事業者への事務負担軽減 2割特例①

○免税事業者からインボイス発行事業者への転換での課題  
解決への方策として、「2割特例」により消費税申告の  
事務負担をより簡単に

①簡易課税選択での業種区分が不要

(卸業以外は有利な選択)

②確定申告時での届け出でOK

(本則でも簡易でも、申告時に選択可)

③売上税額からのみの税額計算  
仕入での税額計算が不要  
インボイスの保存管理が不要



簡易課税と同じ

※簡易課税選択よりも事務作業の軽減へ



# 事業者への事務負担軽減 2割特例②

## ○インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

⇒納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減

2023年10月から2026年9月30日までが属する各課税期間  
でインボイス発行事業者になった場合で選択できる

一方、簡易課税選択も可能(届け出要)

⇒主にフリーランス等(簡易課税で50%)からの意見への対応

<イメージ>

フリーランスの事業者(サービス業 簡易課税選択50%)

・売上700万円 消費税70万円

・仕入 150万円 消費税15万円

①本則課税 =  $70 - 15 =$  納税55万円

②簡易課税 =  $70 \times (1 - 50\%) =$  35万円

③負担軽減措置 =  $70 \times 20\% =$  14万円 (売上税額の2割に軽減)

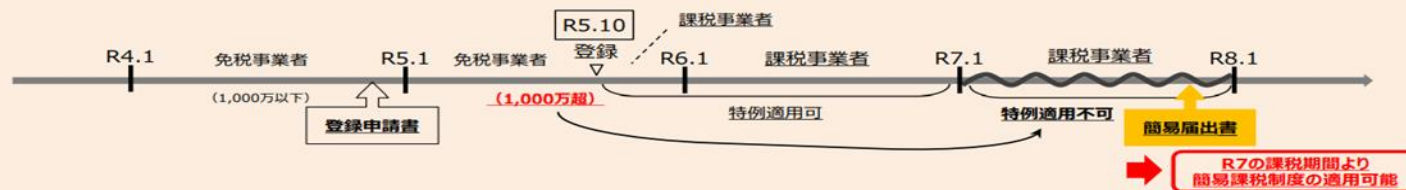


# 事業者への事務負担軽減 2割特例③

## ○2割特例の補足

- ・対象者: 現在は免税事業者でインボイス発行事業者を選択  
(すでに課税事業者は選択できない)
- ・対象期間: 3年間(2026年9月末の属する課税期間)で、その間に課税売上が1千万超になると、現行のルール通りで、基準期間(前々年・前々事業年度)を超えた時点(2年後)で簡易課税か本則課税の選択となる

### ○ 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



### ○ 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



# 事業者への事務負担軽減 2割特例④

## ○2割特例の補足

- ・税額計算：みなし仕入率80%の簡易課税と同じ  
(簡易課税の80%を選択)

- ・届け出：不要で確定申告書で記載でOK  
(簡易でも本則でも申告時に有利選択可)

付表5-3 控除対象仕入税額等の計算表 簡易

課税期間 . . . . . 氏名又は名称

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額			
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
課税標準額に 対する消費税額 ①	円 付表4-30②A欄の金額	円 付表4-30②B欄の金額	円 付表4-30②C欄の金額
貸倒回収に 係る消費税額 ②	円 付表4-30③A欄の金額	円 付表4-30③B欄の金額	円 付表4-30③C欄の金額
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	円 付表4-30④A欄の金額	円 付表4-30④B欄の金額	円 付表4-30④C欄の金額
控除対象仕入税額等の計算 の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④			

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額			
項目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	円 付表4-30⑤A欄～	円 付表4-30⑤B欄～	円 付表4-30⑤C欄～

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	000	付表5-3 課税標準の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消費税額	②		付表5-3 延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貸倒回収に係る消費税額	③		付表5-3 工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
控除対象仕入税額	④		付表5-3 現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
返還等対応に係る消費税額	⑤		付表5-3 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
控除対象仕入税額	⑥		区分 標準売上高 (先般売上高を 平均)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
控除不足消費税額 (⑥-⑦-⑧)	⑧	00	標準 課税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貸倒回収	⑨	00	標準 課税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中間戻付税額	⑩	00	標準 課税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前払税額 (⑩-⑪)	⑪	00	標準 課税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中間戻付消費税額 (⑩-⑪)	⑫	00	標準 課税	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消費税額 (②-③-④+⑤-⑥+⑦-⑧)	⑬		特別計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中間戻付税額	⑭	00				

**2割特例**

**【消費税申告書】**

**2割特例  
○有 ○無**

# 事業者への事務負担軽減 少額特例

○インボイス制度の円滑な導入に向け、免税事業者だけでなく、規模の小さい事業者にも事務負担の軽減を図る

対象者：基準期間(前々年・前年事業年度)での課税売上高が1億円以下の事業者

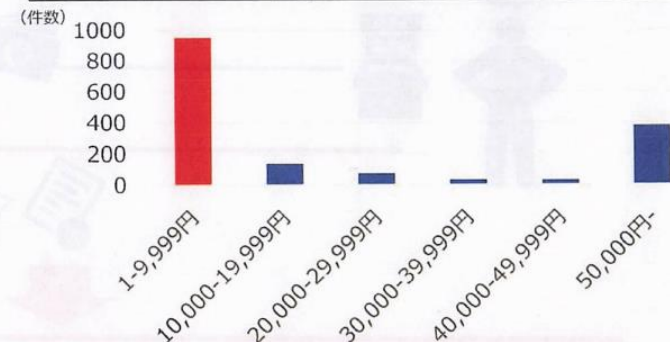
期間：インボイス制度施行から6年間(2023年10月～2029年9月)

内容：1万円未満の仕入は  
インボイス保存がなくても  
帳簿のみで仕入税額控除  
が可能(商品毎でなく取引毎)

⇒期間内はインボイスがなくても  
対応が可能となる

〔課税仕入れの価格分布(サンプル調査結果)〕

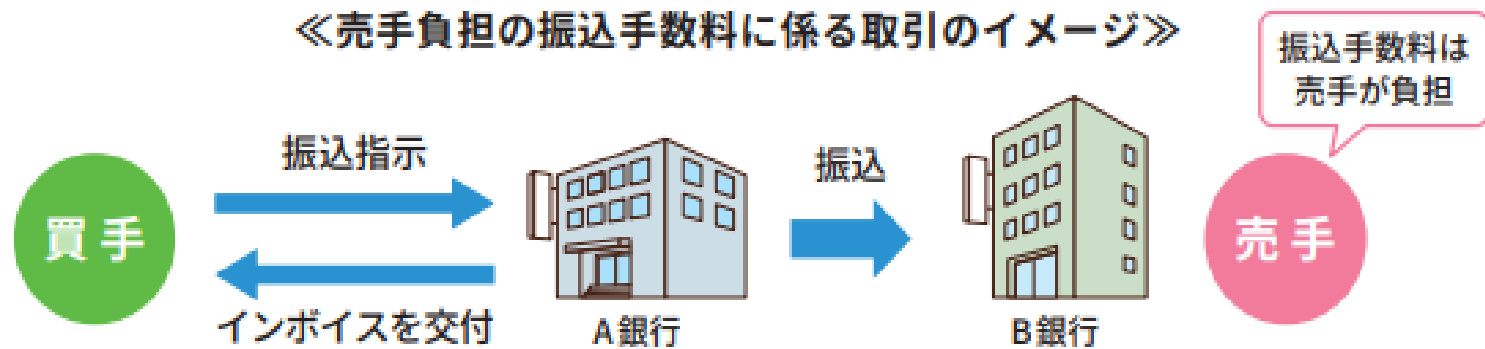
○ 調査対象企業の1か月間における3万円未満の課税仕入れのうち、1万円未満の取引が8.2%を占めている。



(参考) 日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると5,000円前後となる。

# 事業者への事務負担軽減 少額返還インボイス

○売上も係る対価の返還に係る税込価格が1万円未満である  
場合(振込手数料を想定)



- ・従来であれば値引きとして返還インボイスの発行が必要
- ・事務負担軽減の観点から、少額な値引き等は返還インボイスの発行は不要

※下請法では、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、  
下請代金の額を減じること」を禁止しており、合意が必要

# 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

## ○今回の大綱には登録に対して

- ・今回(2023年10月より実施)に関して3月末までの登録を延長  
⇒特に理由は問わない、4月以降も登録は可能
- ・事業者がインボイス登録申請で、  
現行は1か月前だったものが  
15日前の日までに申請を提出  
する必要がある
- ・登録希望日(例えば、2024年1月から)が  
ある場合は、希望日の15日以上前に  
申請で対応が可能
- ・登録完了が課税期間の初日や希望日以降でも、  
その日に登録されたものとみなされる



# 3: 課税事業者の対応

# 課税事業者の対応

## ○以下を速やかに実施

- ①インボイス制度の理解と登録申請
- ②新たに発生する仕事の洗い出し(主に経理面)と対応準備
  - ・適格請求書発行へのシステム検討
  - ・端数処理対応へシステム改修等
- ③自社状況(本則/簡易)を従業員間で共有
- ④仕入先のインボイス発行可否の確認
- ⑤購買と経費での支出ルールを社内周知
- ⑥少額特例や免税事業者への経過措置、等のルール確認と運用に向けた準備

20●●年●●月●●日  
●●●●●●●●御中  
会社名 ●●●●●●●●  
部 署 ●●●●●●●●

適格請求書発行事業者登録番号に関するお願いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施が予定されております。当社の仕入税額控除の要件として、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書(以下、インボイス)の保存が必要となります。また、売手である貴社は税務署長に申請をし、登録番号(以下、インボイス番号)の交付を受けることでインボイスの発行をすることが可能になります。

こうしたことから、当社の制度開始までの準備の都合もありますので、貴社のインボイス番号に関する情報について、弊社までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。


敬具

記

1. 貴社インボイス番号に関するお願い  
《インボイス番号を取得済みの場合》  
貴社のインボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。  
《インボイス番号の取得がまだの場合》  
2023年3月31日までに登録申請をしていただき、2023年●●月●●日までに貴社のインボイス番号を以下の弊社担当まで、ご連絡ください。  
《インボイス番号を取得する予定がない場合》  
課税事業者ではないこと等を理由にインボイス番号を取得する予定のない場合は、その旨、以下の弊社担当までご連絡ください。
2. 本件担当  
部 署 名  
担 当 者  
住 居 所  
電 話 番 号  
メー ル ア ド レ ス

なお、免税事業者の方が登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。詳しくは、以下の国税庁HPをご確認ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以上



④への対応 小冊子P55から

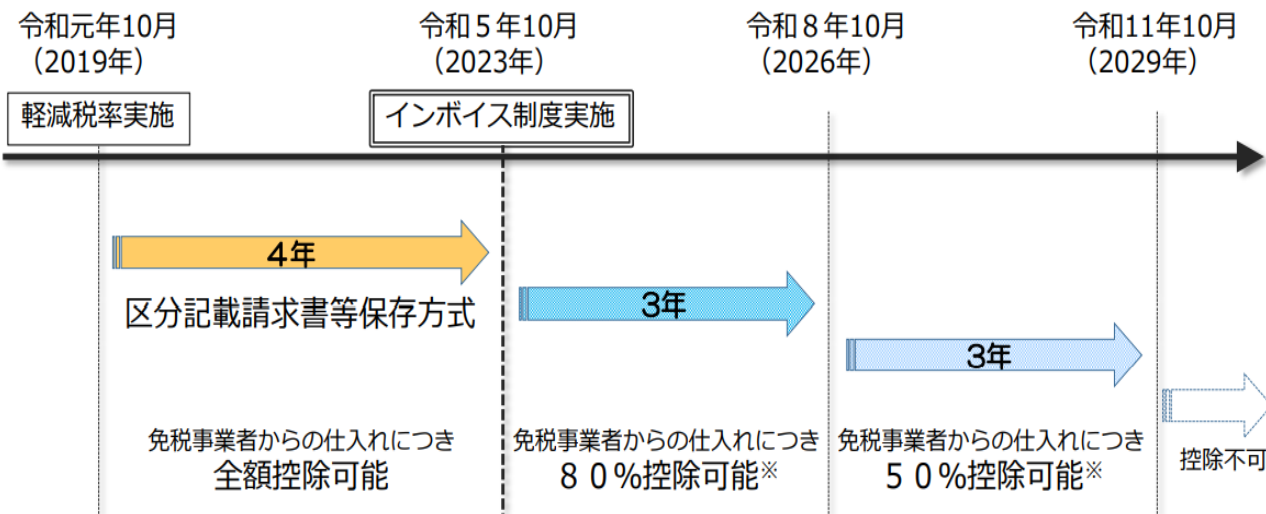


# 免税事業者への経過措置

## ○免税事業者に係る税額控除に関する経過措置

現行の制度では、消費税の税務申告において、仕入れ業者が免税事業者のままであれば、3年間は8割仕入れ税額控除が可能という制度⇒ただし、振り分けと記録が必要

※今回の**少額特例**で1万円未満であれば、免税事業者からの仕入も仕分けが不要



# インボイスを発行できない事業者への対応

## 免税事業者である仕入先との交渉

本則課税の事業者は、主に以下の対応が想定される

(簡易課税の事業者は、仕入業者との交渉は不要)



- ・条件を変えずに取引

⇒仕入税額控除ができないため、納税額が増える

- ・インボイス発行事業者になることを提案

⇒強制はできませんが、発行事業者になるよう提案は可能

(実際の消費税納税額は2割特例では、 $10\% \times 0.2 = 2\%$ なので  
税込売上額の約1.8%程度)

- ・取引価格の変更は慎重に⇒**価格の合意形成**が必要

仕入税額控除を理由に立場の弱い相手に、値下げ強要でなく

双方が納得するの交渉を実施へ

# 価格の合意形成に向けて①

○価格の合意形成は法律（独禁法や下請法）に注意  
仕入税額控除を理由とした立場の弱い相手への  
**値下げ強要等は、優越的地位の濫用にあたり、  
独禁法（その補完法の下請法）に抵触するおそれ**  
⇒双方が納得での交渉を実施へ



○優越的地位の濫用にあたる行為の例

- ①取引対価の引下げ：形式的交渉で著しく低い価格設定
- ②商品・役務の成果物の受領拒否・返品：受け取らない
- ③協力金等の負担の要請、等：別の負担を要請
- ④購入・利用強制：取引以外での購入や利用を要請
- ⑤取引の停止：低価格設定に応じない相手と取引停止
- ⑥登録事業者となるように強要での依頼

# 下請け法での実際事例①

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

## 【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため**、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わない**ことにした。



➤それ、下請法違反です！



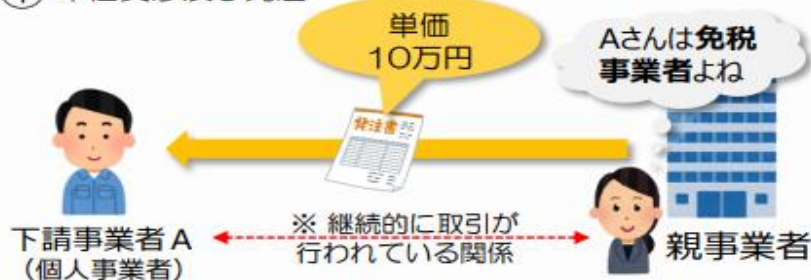
発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

# 下請け法での実際事例②

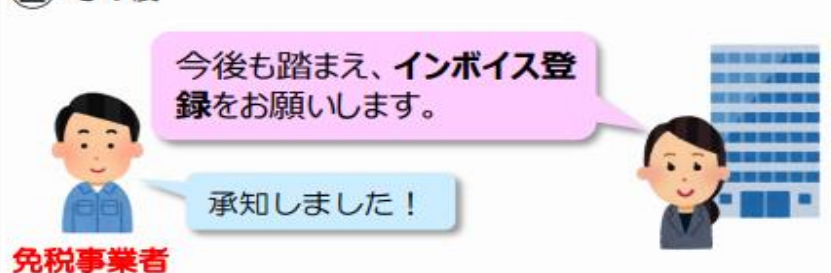
## 【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

### ① 単価交渉及び発注



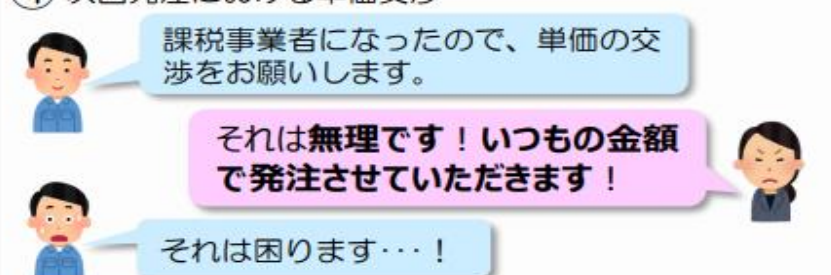
### ② その後…



### ③ 課税事業者選択…



### ④ 次回発注における単価交渉



## ➤それ、下請法違反となるおそれがあります！



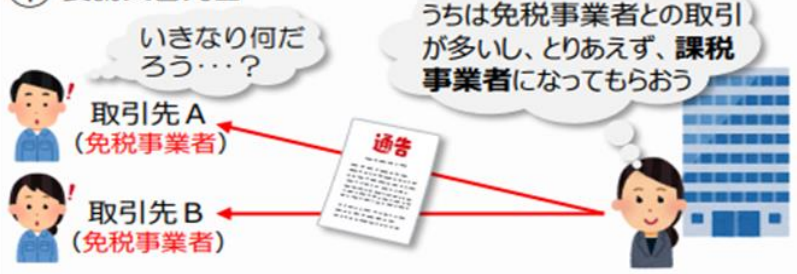
下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

# 下請け法での実際事例③

## 【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません**。承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます**。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

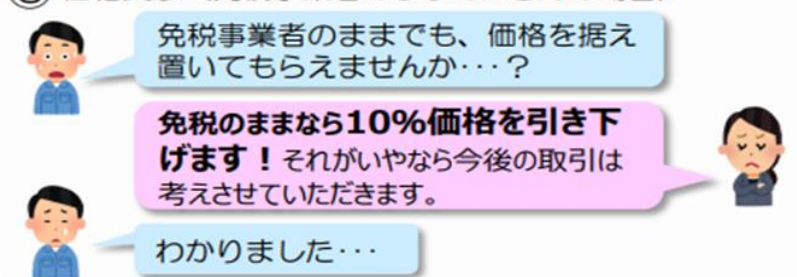
### ① 要請文書発出



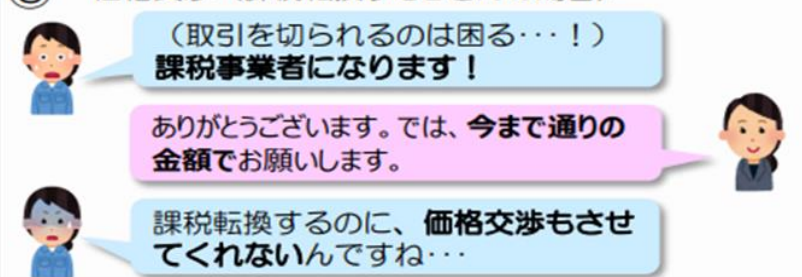
### ② 要請文書には…



### ③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



### ③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



## ➤それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも応じなければ**取引を打ち切る**などと**一方的に通告**することは、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し**、価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く**場合も同様です。



# 参考：価格の合意形成に向けて②

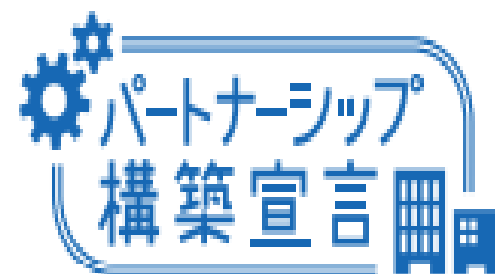
## ○パートナーシップ構築宣言

⇒価格転嫁円滑化への官民連携の取り組み

一般に発注側の価格交渉力が強く、受注側のコスト上昇を価格に反映(価格転嫁)ができない状態が多い  
是正に向け、取引先と適正な取引をおこなうことへの宣言

⇒売手と買手(主に大企業)の共存を図ることを目的

⇒宣言後は、ロゴを使える・補助金の加点等があり、広義のコンプライアンス重視やエシカル(倫理的な行動)への取り組みを実施、社会に周知が可能



## ○インボイス制度は、売上や仕入に係る消費税が明確

価格転嫁がやりやすくなる面もあり、価格設定を今回を機に見直す

⇒販売先の動向や業況・競合の価格・自社のコストを勘案

⇒価格と価値の適切なバランス(価格<価値、価格=価値、価格>価値)

## ○今回の振込手数料の売手負担(返還インボイス)

売手の了承無しに手数料を売価から減額は下請法上問題

⇒これらも合意形成が重要

## **4: 免税事業者の対応**



# 取引先の現状確認

## ○相手（販売先）の状況を確認

### ・本則課税事業者：

- ①インボイスが必要（仕入税額控除をするために）
- ②免税事業者の経過措置（80%・50%）への対応

### ・簡易課税事業者：

- ①インボイスも経過措置も不要
- ②将来売上が5,000万円超で本則に転換の可能性
- ③簡易課税事業者かどうかの確認が必要

⇒今後の取引へ合意形成が必要（特に価格面で）

### ・免税事業者：

- ①今回を機に課税事業者の転換するかどうかの確認  
（2割特例以外のケースの有無）
- ②今後も免税事業者であれば、特に対策は不要



# インボイス発行事業者への転換①

○インボイス発行事業者として、以下の対応を実施  
＝課税転換・登録申請をしてインボイス発行事業者になる

- ①インボイスの登録申請の準備と実施
- ②請求書等の様式(フォーマット)を変更
- ③個人事業主の場合、発行事業者になると国税庁HPに個人名が掲載される点について留意が必要
- ④領収書や請求書といったインボイスの保存(7年間)
- ⑤消費税申告と納税資金の確保が必要
- ⑥インボイス業者になったことを取引先へ連絡
- ⑦価格設定の見直し(採算の再検討)



○今後も事業継続(取引排除にならない)に向けて  
差別化や価格競争力は継続的に上げていく

# インボイス発行事業者への転換②

## ○適正価格を考える

今までは消費税を納めない前提での価格設定  
今後はインボイス発行事業者(納税義務)の対応へ  
(従来の利益確保には、消費税分値上げが必要)

本体価格 = 税込み価格  $\times 100 / 110$

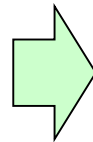
消費税 = 税込み価格  $\times 10 / 110$

もし軽減税率(8%)対象  
のものであれば、  
100/108 と 8/108に  
なります

### 消費税10%の例

10,000円(税込)

9,091円  
(消費税909円)



11,000円(税込)

10,000円  
(消費税1000円)

# 免税事業者継続の場合

## ・今後も免税（インボイスの発行はしない）事業者として 状態維持（事業継続）の主な対応策

1: 価格で魅力を出すために値下げ（コストダウンへの工夫）

- ・購入方法の最適化（計画購買や共同購入）
- ・原価管理や段取り力向上で業務効率化

2: 商品やサービスの魅力を上げ、  
相手がコストアップでも継続購入への工夫



3: 仕入税額控除が関係ない取引先への事業展開をする  
消費者・免税事業者・簡易課税選択者が対象のビジネス

# 5: 利益確保と資金繰り

# 利益確保に向けて①

○インボイス制度/消費税への対策（課税/免税事業者にかかわらず）  
「**適正価格での販売（価格転嫁）**による**利益確保**」と「**資金繰り**」

1: **差別化・付加価値化**（「5つの適正」からの検討例）

- ①商品: 差別化や高級化(材料や特殊加工)等でブランド化  
パッケージの工夫・付属品等の提供  
付加サービス(情報提供・保証や交換)  
商品名や商品説明の工夫(強みや良さを適切な表現)  
他社とアライアンスでの共同開発
- ②時期: 繁忙期と閑散期に分けた対応(価格・数量・他)
- ③場所: 販売箇所とルートの見直しで利便性向上
- ④数量: まとめ買いの喚起、セット購入の奨励、小分け対応
- ⑤価格: 原材料費・物流コストの急騰からの値上げの交渉  
需給バランスでの価格設定(ダイナミックプライシング)



⇒ **価格転嫁への交渉材料を多く持つ**

# 利益確保に向けて②

## 2: 販売促進による対応 (ターゲットに合致した対応)

- ①顧客台帳の整備(※RFM:いつ、頻度、いくらで購入)と活用
- ②ポイントカード・会員カードの作成や紹介制度
- ③広告戦略(口コミ・SNS・WEB・地域メディア)とパブリシティ
- ④展示会や商談会の活用やイベント開催
- ⑤キャンペーン(試供品の配布・体験やモニター)の実施
- ⑥定期購買化(サブスクリプション)への工夫
- ⑦地域貢献活動や社会活動

## 3: 現場での対応 (データ収集とPDCAを回す)

- ①セールスツール/マニュアル作成
- ②成果の可視化やコンテスト
- ③代理店と従業員の研修・トレーニング実施
- ④POPやディスプレイの工夫
- ⑤実演会や展示即売会の実施
- ⑥価格の合意形成への知識と適切な交渉



# 利益確保に向けて③

## 4: 利益確保へのコストダウン(目標定め着眼大局着手小局)

- ①売上原価の状況確認と見直し
- ②作業効率とコスト(在庫削減・物流・その他)の適正化
- ③直販を含めた中間マージンや外注コストの適正化
- ④購買の最適化(計画購買・数量・共同購入)



## 5: 中長期的には組織力強化(現状打破に向けた方策)

- ①人材育成・教育の計画的・定期的な実施
- ②IT化やアウトソーシングで業務効率と従業員のスキルの向上
- ③マネジメントの工夫(業務の仕組み・人員配置・役割分担)
- ④業務マニュアル作成や運用とベテランのノウハウ共有
- ⑤段取り力強化や5S(整理・整頓・清潔・清掃・躰)の徹底
- ⑥職場環境の整備(育休や時短、テレワーク等)で意欲向上



# 資金繰り対策

## ○主な資金繰り対策

- ①資金繰りの把握(資金繰り表:月次⇒週次⇒日次)の運用の確認
- ②資金繰りに影響が大きい情報の社内共有
- ③与信管理(回収や支払のタイミングを把握)と条件面の見直し
- ④請求漏れ・未回収債権の定期的な確認や二重発注対策の実施
- ⑤適正在庫の把握と販売計画との連携
  - ・在庫回転率の確認(予測の精度向上や十分な販促活動)
  - ・価格が安い等で過剰発注の有無
  - ・陳腐化や売れない在庫等の処分の検討
- ⑥未稼働や不要な機械などの遊休資産の適正な管理
- ⑦金融機関の担当者と普段からコミュニケーション
- ⑧税資金としてのキャッシュの確保



ご清聴ありがとうございました  
皆さまのご活躍を祈念します

【問い合わせ先】

株式会社 I A C

Mail: [akishima@iac-tokyo.com](mailto:akishima@iac-tokyo.com)

Tel: 03-4570-7784

Fax: 03-6721-5211

